

知っていますか？ 免除制度

あなたの国民年金

パート ⑧1



ねんきんななちゃん

長い人生の間には、経済的な理由などからどうしても保険料を納められないときがあります。だからといって保険料を「未納」のままにしておきますと、将来の年金が減額されたり、場合によっては受けられないこともあります。そのようなときのために、国民年金には「免除制度」という制度があります。「免除制度」には「申請免除」と「法定免除」があります。

申請免除

- 所得がないとき
- 地方税上の障害者、または寡婦で年間所得が一定以下のとき
- その他保険料を納付することが困難な特別の理由があるとき

※申請して承認を受けると、保険料が免除されます。



免除期間の年金額は通常に納付した場合の1/3になります。

免除期間は、将来受ける老齢基礎年金などの受給資格期間の対象となります。



法定免除

- 生活保護法等による生活扶助を受けているとき
- 障害基礎年金、被用者年金の障害年金を受けているとき（1級、2級のみ）

※届け出れば、保険料が免除されます。



学生の方には、
学生納付特例制度（申請免除）があります。

免除申請をせずに保険料を納付しないこんなことも！

●免除申請をした場合

加入可能年数40年	
保険料納付済期間	免除期間
← 24年 →	← 16年 →

満額の老齢基礎年金額 × $\frac{24年 + 16年 \times \frac{1}{3}}{40年}$



▲免除申請せず、未納のままの場合

加入可能年数40年	
保険料納付済期間	未納期間
← 24年 →	← 16年 →

年金はもらえません。
(受給資格期間<25年)を満たしていないため)

問合せ先 住民課国保年金係
☎⑧1211 内線1231